

第二十三章 裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等の選挙

四八八 裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等は、一定数以上の議員が所属する会派に、その所属議員数に比例して割り当てるのを例とする

裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の本院議員の中から選任、指名又は推薦する各種の委員等は、これを併せて、通常選挙後初めて召集される国会の召集日の午前十時現在における所属議員十人以上の会派（議院運営委員の割当てのある会派）に、その所属議員数の比率により、これを割り当てるのを例とする。また、各種委員の各会派割当数の変更については、常任委員等の割当変更の基準（第八十六回国会閉会后昭和五十三年十二月二十一日の議院運営委員会理事会決定）によるのを例とする。

本院議員の中から選任、指名又は推薦する各種の委員等は、次のとおりである。

(一) 議院において選任又は指名するもの

裁判官弾劾裁判所裁判員	七人
同 予備員	四人
裁判官訴追委員	十人
同 予備員	五人
皇室会議予備議員	二人
皇室經濟會議予備議員	二人
檢察官適格審査會委員	二人
同 予備委員	二人
日本ユネスコ国内委員會委員	三人
国土審議會委員	四人
国土開発幹線自動車道建設會議委員	四人
(二) 議長が推薦するもの	
国土審議會特別委員	三人
(北海道開発分科会)	
同	三人

(豪雪地帯対策分科会)

同 四人

(離島振興対策分科会)

地方制度調査会委員 二人

選挙制度審議会特別委員

(注) 第四十九回国会昭和四十年七月三十日の議院運営委員会において、各種委員は今後所属議員十人以上の会派に割り当てる旨の決定があつた。

参照 一一四号、一二二号

四八九 裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等の選挙

手続に関する例

裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の本院議員の中から選任又は指名する各種の委員等の選挙は、議長
の發議又は議員の動議により、その手続を省略して議長が指名するのを例とする。裁判官弾劾裁判所
裁判員予備員等の職務を行う順序の決定は、議長に一任するのを例とする。

また、議長の推薦により内閣において任命する各種の委員については、議長は、あらかじめ議院運営委員会に諮るのを例とする。

裁判官弾劾裁判所の裁判員及び同予備員並びに裁判官訴追委員及び同予備員を選任したときは、裁判員及び同予備員については裁判官弾劾裁判所及び衆議院に、裁判官訴追委員及び同予備員については裁判官訴追委員会及び衆議院に、それぞれその旨を通知する。この場合、予備員についてはその職務を行う順序を付記する。その他の各種の委員等を選任若しくは指名したとき又は議長において推薦するときは、その旨を内閣に通知する。この場合、皇室会議及び皇室経済会議の予備議員についてはその職務を行う順序を、検察官適格審査会委員の予備委員については委員何某君の予備委員である旨をそれぞれ付記する。

(注) 第百二十六回国会平成五年三月二十二日の議院運営委員会理事会において、仮議長、常任委員長、事務総長、両院協議会協議委員、同協議委員の補欠、裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等、中央選挙管理会委員及び同予備委員の選任又は指名を議長に委任するに当たっては、その都度、議院運営委員会の決定に基づき、議長からこれを発議することができる旨の決定があった。

参照 二二八号、二二五五号

四九〇 各種の委員等の辞任について法規に定めのない場合の取

扱いに関する例

皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の辞任については、法規に定めがないので、第三回国会昭和二十三年十一月二十五日両議院事務局、宮内府、内閣官房及び法務庁間において協議決定した次の取扱いによるのを例とする。

国会議員が議院における互選だけで（任命行為がなくて）他の機関の構成員たる

地位に就く者の辞任につき、法律及び規則に定めがない場合の取扱い

(例) 皇室会議及び皇室経済会議の衆議院及び参議院の議長及び副議長たる議員の予備議員（皇室

典範第三十条第三項、皇室経済法第十一条第一項）、検察官適格審査会の両議院の議員たる委員

（検察庁法第二十三條第四項、検察官適格審査会令第一条）

ここに掲げた諸例の者の辞任については、法令にならぬ規定がない。よつて取扱いとして次のごとくしたい。

一、これらの者がその任を辞そうとするときは、辞表をその会議の議長又は委員会の委員長あてに

提出する。

- 二、辞表が提出されたときは、議長又は委員長は、その旨を内閣総理大臣に通知する。
- 三、内閣総理大臣がこの通知を受けたときは、関係議院の議長あてに補欠を求める。
- 四、補欠選挙が行われ後任者が決定するまでは、前任者はその任にあるものとする。

(付) 議員の死亡又は退職により欠員を生じたときは、通知を要しないで議院においてその補欠をするものとする。

(注) 現在、右記の取扱いにおける辞表は、内閣総理大臣宛てに提出している。